

第7章 住みよいまちに

第1節 環境保全対策

1 大気汚染防止対策

大気汚染の防止については、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類*対策特別措置法」及び「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」で大気汚染物質の排出が規制されており、工場・事業場がばい煙*や粉じん発生施設を設置する場合には届出が義務付けられ、兵庫県において工場・事業場への立入検査や改善指導等が行われています。

2 水質汚濁防止対策

水質汚濁の防止については、「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」で、公共用水域*に排出される排水について規制されており、工場・事業場が汚水発生施設を設置する場合には届出・許可が義務付けられ、兵庫県において工場・事業場への立入検査や改善指導等が行われています。

また、「揖保川」の環境を守るため、国や県の機関と揖保川流域の市町や関係団体等が「揖保川水質汚濁防止協議会」を設置して、水質を監視し緊急事態に備えています。

生活排水対策については、平成26年度を基準年として平成28年度から令和2年度の生活排水処理基本計画を策定し、河川等の水質汚濁の防止を図っています。

3 騒音・振動防止対策

騒音・振動の防止については、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」で、工場・事業場や建設作業に伴って発生する騒音・振動について規制されており、工場・事業場が騒音・振動発生施設を設置する場合や建設工事施工者が特定建設作業*を実施する場合には届出が義務付けられ、苦情発生による工場・事業場、特定建設作業現場への立入検査、指導を行っています。

しかし、生活騒音については、工場騒音*や特定建設作業*騒音と異なり、多種多様で変化の激しい騒音が多いため音の大きさの把握は難しく、苦情の原因が近隣の人間関係に起因するなど、法令等で規制することが困難な場合が多くあります。

自動車騒音については「騒音規制法」で許容限度が定められており、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、県公安委員会に道路交通法の規定に基づく交通規制等の措置を要請することとなります。

また、市内の国道・県道・市道では、騒音規制法に基づき、自動車騒音常時監視により定期的に騒音測定を実施し、沿道周辺の騒音の暴露状況を監視しています。

4 悪臭防止対策

悪臭の防止については、「悪臭防止法」で工場や事業場から出る悪臭物質*が特定悪臭物質*として指定され規制されています。また、悪臭を感じる程度は個人差があり、被害を感じる程度も異なるため、その判断は難しく対応に苦慮しているところ
です。

5 ダイオキシン対策

ダイオキシン*は毒性が強く、その環境汚染が大きな社会問題となっていることから、平成12年1月15日に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、一般大気0.6pg-TEQ*/m³、水質1pg-TEQ*/ℓ、土壌1,000pg-TEQ*/g以下の環境基準*が示されています。有機塩素系化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成する物質で、特に250～400℃の比較的低温で有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすく、野焼きをするとダイオキシン*が発生する可能性があります。

第2節 環境保全・地球温暖化防止の取組

1 たつの市環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法、たつの市住みよい環境を守る条例第3条及びたつの市総合計画に基づく市の環境施策に関する基本計画です。

平成20年には「たつの市環境基本計画」を、平成26年には「たつの市環境基本計画改定版」を策定し、市民・事業者・市が協力して、良好な環境を保全し、創造するための取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

これらの計画の基本的な考え方や取り組みを継承しつつ、近年の社会情勢や環境を取り巻く変化を取り込み、将来を見据えた計画へ見直すために、平成30年度から10年間を計画期間とした第2次たつの市環境基本計画を策定しました。

2 たつの市地球温暖化防止実行計画

地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス*の排出抑制のための措置に関する計画です。本計画は平成30年度に見直し、平成25年度を基準値として令和元年度から令和5年度までの5年間に、温室効果ガス*の総排出量15%の削減を目標としています。

令和2年度の温室効果ガス総排出量は約9,140.7t-co2となり、基準年度である平成25年度と比較して36.7%の削減となっています。

(1) 温室効果ガス排出量及び燃料使用量の比較

燃料の種類	平成25年度(基準年度)		令和2年度		基準年度との比較	
	CO2排出量 (t-CO2)	燃料使用量	CO2排出量 (t-CO2)	燃料使用量	CO2排出量 (%)	燃料使用量 (%)
電力(千kwh)	11,787.8	22,933.6	7,654.3	19,794.2	▲35.1	▲13.7
灯油(kℓ)	1,006.3	404.1	259.4	104.2	▲74.2	▲74.2
A重油*(kℓ)	1,044.8	385.5	758.0	279.7	▲27.5	▲27.5
LPG*(kℓ)	240.2	80.1	254.9	85.0	6.1	6.1
ガソリン(kℓ)	255.9	110.3	142.1	61.2	▲44.5	▲44.5
軽油(t)	101.2	39.2	63.7	24.7	▲37.0	▲37.0
その他温室効果ガス(CH4、N20、HFC)	15.3	—	8.3	—	▲45.8	—
合計	14,451.5	—	9,140.7	—	▲36.7	—

※ 温室効果ガスは、活動量×排出係数の式により算出されます。

※ 活動量、排出係数は排出活動の内容や使用エネルギーの種別によって異なり、毎年度見直しがあるため、エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の推移は比例しない場合があります。

※ CH4(メタン) N20(一酸化二窒素)については自動車の走行距離、HFC(ハイドロフルオロカーボン)についてはカーエアコンの冷媒の漏洩量により排出量を求め、地球温暖化係数*を乗ずることで二酸化炭素排出量を算出しています。

3 こどもエコクラブ事業

次世代を担う子どもたちが、地域で主体的に環境学習や環境保全活動を実施し、将来にわたる環境保全への意識を高めるために活動を行いました。

(1) 令和2年度会員数 (単位：人)

	4年生	5年生	6年生	合計
男	13	4	6	23
女	11	2	6	19
合計	24	6	12	42

(2) 令和2年度実績

実施日	活動内容	活動場所	参加者数
9月26日	海辺の生物調査	新舞子浜（御津町黒崎）	37人
10月17日	自然体験とエコクッキング	どんぐり工房（新宮町角亀）	34人
11月14日	環境にやさしい工場見学	ナガセケムテックス株式会社 播磨事業所（龍野町中井）	30人
1月16日	ごみ、環境問題学習	エコパークあぼし（姫路市立網干環境楽習センター）	21人
2月20日	修了式	災害対策本部兼大会議室	32人

4 地球温暖化防止啓発事業

地球温暖化防止活動推進員と協働で、地球温暖化防止啓発活動として、市内イベントにおいて、小学3年生から募集した地球温暖化防止啓発ポスターの展示会を実施するなど啓発に努めていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止しています。

5 公用自転車推進事業

大型ごみとして廃棄された自転車を修理し公務に使用することにより、温室効果ガス*の排出量削減と公用車の燃料使用量の削減を目的に実施しました。

※保有台数：3台

(令和2年度実績)

利用回数	走行距離	CO ₂ 削減量	燃料削減量
337回	442.9km	102.9kg-CO ₂	44.3ℓ

※CO₂削減量は、1ℓ当たり2.322kg-CO₂として計算

※燃料削減量は、走行距離10km当たり1ℓとして計算

6 ごみゼロたつの推進事業

事業所からごみ減量化に係る取組を申請いただき市が認定するとともに、集団回収の実施団体に奨励金を交付するなど、ごみ減量化、再資源化を推進しました。

また、ごみ減量化推進会議を開催し、ごみ減量化に向けた施策の立案に努めました。

(1) 事業所の部

ごみ減量化、再資源化に取り組む申請のあった事業所・店舗を、環境に優しい事業所「たつのエコマスターショップ」として認定し、広報誌、ホームページで啓発しました。

令和2年度更新認定事業所数 20事業所

(平成26年度からの累計認定事業所数：39事業所)

(2) 小学生の部

環境教育の一環として、夏休み期間中に小学4～6年生が、地域の人たちと一緒にごみステーションに立ち、ごみの分別や減量化について学習するとともに、子どもたちからごみ減量化標語を募集するなど啓発に努めていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止しています。

(3) 再生資源集団回収運動奨励金

循環型社会の実現を促進するため、新聞、雑誌、ダンボール、古布、アルミ缶の回収団体（PTA、子ども会、自治会等の非営利団体）に対し、奨励金（8円/kg）を交付しました。

(令和2年度実績)

集団回収実施団体（延べ人数）	231
回収量（kg）	1,024,880

(4) 家庭不用品交換事業

家庭から出る不用品を「譲りたいもの」、「譲って欲しいもの」として登録し、それを広報誌等により市民に情報提供することで、互いに融通しあって、ごみの減量化と資源の有効利用を促進しました。

(令和2年度実績)

譲ってほしい	譲りたい	交渉成立
38件	96件	91件

7 不法投棄撲滅事業

市民と行政が連携し、不法投棄の未然防止と早期発見に向けた活動・啓発を行いました。
(令和2年度実績)

不法投棄監視協力員	9人（市民ボランティア）
不法投棄通報件数	48件（うち協力員による通報件数2件）
模擬監視カメラ貸与数	1個

8 不法投棄通報件数（令和2年度 不法投棄通報件数及び投棄物内訳）

小学校区	件数	内 訳				
		普通ごみ	埋立ごみ (灰・土砂等)	特定家庭用機器 (テレビ・冷蔵庫等)	パソコン	その他
龍 野	1	0	0	1	0	0
小 宅	8	0	0	3	1	5
揖 西 東	2	0	0	1	0	1
揖 西 西	3	1	0	0	0	3
揖 保	5	2	1	2	0	2
誉 田	1	0	0	1	0	0
神 岡	5	0	0	1	0	5
西 栗 栖	2	0	0	0	0	2
東 栗 栖	2	0	0	0	0	2
香 島	0	0	0	0	0	0
新 宮	8	1	1	3	0	4
越 部	2	0	0	1	0	2
半 田	0	0	0	0	0	0
神 部	4	0	2	2	0	3
河 内	2	0	0	0	0	2
御 津	2	0	0	0	0	2
室 津	1	0	0	0	0	1
播磨高原東	0	0	0	0	0	0
合 計	48	4	4	15	1	34

※1件の通報で複数の投棄物があるため、通報件数と投棄物の合計は異なります。

※その他の内訳は、自転車、家財道具、廃材等処理困難物等

※通報件数のうち、現場で発見できなかったものは内訳に記載していません。

災害時応急用井戸登録事業

たつの市災害時における生活用水の確保に関する要綱（平成23年告示第54号）に基づき、災害時に水道が長期断水状態になった場合に安全で衛生的な生活用水（飲用は除く）を確保することを目的として、登録申し出のあった市内に所在する井戸に対して水質検査を行い、水質基準に適合した井戸を災害時応急用井戸として登録しています。

登録した井戸については、3年に1回水質検査を行い、公衆衛生の保全に努めています。

登録状況

(単位：件)

小学校区	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	合計
龍野	1						▲1				0
小宅	2	1		2		▲1				1	5
揖西東	1										1
揖西西	1	1					▲1				1
揖保	1			1			▲2			1	1
誉田	1										1
神岡	1						▲1				0
西栗栖	1										1
東栗栖	1		1			▲2	1				1
香島	1								1		2
新宮	1		1								2
越部	1	1									2
播磨高原東	1										1
半田	1		1			▲1	▲1				0
神部	1										1
河内	1			▲1							0
御津	1										1
室津	1										1
合計	19	3	3	3(▲1)	0	(▲4)	1(▲6)	0	1	2	21

※▲は、登録解除件数を表しています。

第3節 環境衛生向上の取組

1 畜犬登録

飼い犬の登録・狂犬病予防注射接種の啓発や西播獣医師会と市内各地区で集合狂犬病予防注射を実施することで、狂犬病の発生を予防し、公衆衛生の増進に努めました。

(令和2年度実績)

年度末登録頭数	4,744頭
狂犬病予防注射済票交付頭数	3,821頭
狂犬病予防注射接種率	80.5%

2 動物愛護推進

自治会に啓発看板を貸出し、飼い主へのマナーアップ啓発を推進しました。

(令和2年度実績)

ペットの飼育マナーアップ啓発看板貸与枚数	44枚
----------------------	-----